○国税庁告示第二十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十四日

国税庁長官　川北　　力

別表特定非営利活動法人神奈川海難救助隊の項中「小松　俊一」を「信田　清治」に改め、同表特定非営利活動法人蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワークの項中「小西　達雄」を「稲生　　武」に改め、同表特定非営利活動法人グリーフケア・サポートプラザの項中「平山　正實」を「加藤　勇三」に改め、同表NPO法人サポートの項中「東京都目黒区青葉台一丁目二三番一四号」を「東京都目黒区東山一丁目一五番八号」に改め、同表特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンターの項中「佐藤　和子」を「星野　**琄**二」に改め、同表特定非営利活動法人緑の地球ネットワークの項中「立花　吉茂」を「前中　久行」に改め、同表特定非営利活動法人みやぎ発達障害サポートネットの項中「大塚美智子」を「相馬　潤子」に改める。

○農林水産省告示第二千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町久代字川平山六六二五、字平山五二六〇、高野町和南原字下深石山二六〇の一、二六一の一、二六一の三、二六一の六、二六一の七、比和町森脇字宮奥七二三、七五二、七五三、字小風呂七六六の一、七七四、七七五の一、山県郡安芸太田町大字横川字横川西平五三七の一、五四五、五四六の一、安芸高田市吉田町竹原字松尾山七〇から七五まで、三次市布野町上布野字法月三二〇の一、三二一の二、三二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川平山六六二五・字平山五二六〇・字下深石山二六〇の一・二六一の一・二六一の三・二六一の六・二六一の七・字宮奥七二三・七五二・七五三・字小風呂七六六の一・七七四・七七五の一・字横川西平五三七の一・五四五・五四六の一（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、字松尾山七〇、七二、字法月三二〇の一・三二一の二・三二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県尾道市御調町大山田字土生谷西平四七七の一、四七七の二、字龍王後平五〇〇の三、御調町丸河南字山川一一一の一、一一二、字大久保一一三の一、字蘆谷甲七八、八〇から八二まで、九〇、字滑ラ二二二、世羅郡世羅町大字宇津戸字古見山二三〇の一八八、二三〇の一九三、福山市加茂町字芦原字明言四七の一から四七の三まで、府中市阿字町字林谷二七七、二七八の二、二八一、二八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡王滝村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）